

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

一方的に送りつけられた商品の代金は支払い不要！

- 実家に行ったところ、母親宛に注文をしていない健康食品が届いており、定期購入と書いてある紙と払い込み用紙が入っていた。
- 母親に何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていたが、昨日カニの配達の不在票が入っていた など

- 特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、**一方的に送りつけられた商品はすぐに処分することができる**ようになりました。
- 一方的に送りつけられても、代金を支払う必要はありません。
また、たとえ**商品を開封・処分してしまっても支払いは不要**です。
- 贈答品（例：母の日の贈答）の可能性もあります。家族などにも心当たりがないか確認しましょう。

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課
消費生活センター
〒380-0835
長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぶら座 4階
電話 026-224-5777
FAX 026-223-1818